

高市相第552号-2
令和5年 8月 9日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

高槻市長 濱田 剛史
(公印省略)

2023年度自治体キャラバン行動・要望書について(回答)

盛夏の候、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、令和5年6月23日付けで受け付けしましたみだしのことにつきまして、
別紙のとおり回答いたします。

2023 年度自治体キャラバン行動 要望書(回答)

1. 職員問題

- ① 自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

【回答】

職員配置については、市が実施する事業を踏まえ、円滑に業務執行できる体制の確保に努めているところであり、緊急時においても、必要に応じ配置転換等を行うなど、適宜対応しております。

また、採用する職員の任用形態については、業務内容等によって決定しているところであり、引き続き職員が行うべき業務に応じた適切な人員の確保に努めていきます。

【人事企画室】

- ② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

【回答】

本市では、主査級(係長級)への昇任時に公募による試験を実施しており、広く昇任への機会を設けていますが、試験時の年齢が結婚・子育ての時期と重なることなどから、女性受験者の割合は低い状況であり、女性管理職の登用は課題であると認識しております。

女性管理職の増加に向けては、昇任試験の実施に当たり、毎年、女性職員への受験勧奨の通知を发出するとともに、より職員が働きやすい環境となるよう、適宜、人事諸制度の見直しを行っているところです。

今後も、これまでの取組を進めるとともに、研修等を通じて、女性職員が管理職として働くことをイメージできるよう取り組んでいきます。

【人事企画室】

- ③ 大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。

【回答】

現在、外国語に対応することを専任とした職員を任用してはおりませんが、窓口においては、外国語が堪能な職員が対応するなど、その時々に応じて、適切な対応を心がけています。

【人事企画室】

2. こども・シングルマザー等貧困対策関係

- ① こどもの貧困実態調査および「ヤングケアラー」実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

【回答】

子どもの貧困の実態調査については、大阪府が今年度、「こどもの生活に関する実態調査」を実施する

予定でその結果から、一定の傾向は把握できると考えております。

また、子どもの貧困については、教育面や生活、経済的支援など多岐に亘っており、市全体で対応すべき課題と考えています。本市では、子どもの貧困に係る施策を実施する部局で構成する庁内会議を設置し、各事業の進捗状況の把握や情報の共有等を行っております。

【子ども育成課】

ヤングケアラーの実態調査については、令和4年度に小学5年生、中学2年生を対象に行いました。支援体制については、調査結果を踏まえ、庁内連絡会議において検討してまいります。

【子育て総合支援センター】

ヤングケアラーについては、各学校において、学校生活アンケートや教育相談等を実施するなど、引き続き実態の把握に努めていきたい。

また、児童生徒に対しては、主に教職員が相談窓口となり悩み等を聞くとともにケースによっては、SC、S SWと連携し、必要な支援を行うなど、福祉機関等の支援につなげられるよう努めていきたい。

【教育指導課】

② 子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

【回答】

ひとり親医療費助成制度の一部自己負担額の在り方については、基本的には大阪府の助成制度全体の枠組みの中で検討すべきものと考えております。

子どもの医療費助成制度においては、入院時食事療養費を含めた一部自己負担額について、無償化に向けた検討を進めております。

【子ども育成課】

妊産婦の医療費については、どこに住んでいても同じ助成を受けられるよう、医療保険での対応が基本と考えており、現時点では制度を創設する予定はございません。

なお、妊産婦の方への助成については、健診費用の助成を、それぞれ、妊婦健康診査で14回、産婦健康診査で2回を上限に実施しておりますが、今後、制度内容の拡充について検討してまいります。

【子ども保健課】

③ コロナ禍と物価高で困窮世帯が激増している。独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を公的な場所の提供など等で支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。NPO や市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸出しを行うこと。

【回答】

本市では、社会福祉協議会において、経済的に困窮しており緊急に食糧が必要な方や、そのような方への支援を行っている団体等に対して、必要に応じて食糧の支援ができるよう、食品預託払出事業を実施するなど、連携した活動を行っています。なお、これら活動については、一部公共施設で実施するなど、活動をサポートしており、今後においても、引き続き、事業の周知等に努めてまいります。

【福祉政策課】

子ども食堂につきましては、市内で事業を実施する事業者に対して、運営に要する費用の一部を補助しております。

【子ども育成課】

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

【回答】

本市では自校調理方式及び親子調理方式による完全給食を実施しており、今後も、文部科学省が定める「学校給食実施基準」に基づき適切に給食を提供してまいります。

また、今年度より小学校、中学校ともに給食費を無償化しております。

【保健給食課】

副食費につきましては、実費負担として幼児教育・保育の無償化実施前においても、保育料の一部として保護者にご負担いただいております。無償化実施後も引き続き副食費をご負担いただいておりますが、国に準じ、無償化実施前より保護者負担が増えることがないよう、3歳児以上について、年収約360万円未満相当世帯に対しては、副食費を免除しております。

引き続き、国の動向等を注視しながら、適切に対応してまいります。3歳以上児の副食費の完全無償化については難しいと考えております。

【保育幼稚園事業課】

- ⑤ 児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度（生活保護のしおりや奨学金情報等）の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

【回答】

児童扶養手当の手続きについては、受給者のプライバシーの保護に配慮して実施しており、日本語が不自由な方については、外国語での記入により対応しております。また、現況届受付会場には生活保護のしおりや各種支援施策に関するチラシを配架しております。

【子ども育成課】

- ⑥ 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

【回答】

学校歯科健診の結果、治療が必要な場合は、早期に受診することを勧めており、未受診の場合には、個人懇談の機会等で再度受診を勧めるなど、工夫しながら取り組んでいるところです。

とくに、虫歯の多い児童生徒へは、学校歯科医と連携し受診を促しております。

また、第3者による付き添い受診の制度化は、現実的に難しいと考えておりますが、必要に応じて、個別に対応してまいります。

【保健給食課】

- ⑦ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

【回答】

全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けてフッ化物洗口に取り組むことは、様々な課題の解決に時間を要し、早急な実施は難しいことから、引き続き全校において口腔清掃指導を行い、ブラッシング方法や生活習慣における留意点について指導してまいります。

【保健給食課】

- ⑧ 障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

【回答】

障がいのある方の歯科診療については、地域の歯科診療所での対応を基本としています。また、本市では、口が開けられない、長時間静止してられないなど、地域の歯科診療所において対応が困難な障がいのある方を対象に、高槻市立口腔保健センターを設置、運営しています。地域の歯科診療所から当センターを紹介いただくほか、行政窓口や各種健診会場等において、当センターをご案内しております。

なお、本年10月から当センターの診療日数を週2日から週3日に拡充する予定としており、今後も、障がいのある方が身近な地域で安心して歯科診療等を受診いただけるよう取り組んでまいります。

【健康医療政策課】

- ⑨ 公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

【回答】

公営住宅の管理状況につきましては、令和5年7月1日現在、管理戸数は356戸、建替事業中の団地を除き、空き住戸は2戸となっております。空き住戸が少ないことや、公募において多数の入居希望者がいることから、目的外使用による空き住戸の提供は困難なものと考えております。

【住宅課】

3. 医療・公衆衛生(コロナ 5 類対応も含)

① 新型コロナ対策について

・厚生労働省との交渉では保健師の配置については都道府県の要望に応じて対応する旨の回答がある。府の対策本部会議でも懸念されている「新たな流行が想定を超える感染者が生じた時」の対応に向けた対策について、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して強く要請すること。

【回答】

感染症などの健康危機事象に対しては、地域保健の専門的かつ技術的拠点として役割が発揮できるよう、庁内関係部署及び関係機関と緊密に連携を取ることで保健所の機能強化を図ってまいります。

【健康医療政策課】

・移行期間終了後(9月以降)の入院調整について、府の対策本部会議の専門家の意見で指摘された「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、管内保健所での検討を要請すること。

【回答】

移行期間終了後は、入院調整への行政の関与も終了するものであり、行政の関与が引き続き必要と判断された場合は、移行期間が延長されるものと認識しています。

【保健予防課】

・5月8日以降、大阪府は配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察を終了するとしているが、自治体独自で高齢者世帯や独居の方への支援策として、希望者に対しては引き続き継続すること。

【回答】

自宅療養者への食料品等の配布やパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察については、本市においても5月7日をもって、既に終了しております。

【保健予防課】

②老人医療費助成制度について

・昨年 10 月から 75 歳以上高齢者で年収が 200 万円以上の方の一部負担が 2 割になった。さらに出産一時金の財源で後期高齢者医療保険の保険料も上げられることが決まった。コロナ禍で暮らしが逼迫している高齢者のいのちと健康を守るためにも自治体独自の老人医療費助成制度をつくること。

【回答】

老人医療費助成制度について、大阪府及び府内市町村の共同事業としては令和3年3月末で制度が廃止となりましたが、基本的には大阪府の医療費助成制度全体の枠組みの中で検討すべきものと考えております。

【障がい福祉課】

③健康保険証とマイナンバーカードの 1 本化について

・国は健康保険証を廃止してとマイナンバーカード 1 本化法が審議されている(5 月 16 日現在)。しかし、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚く対応している現在の「短期保険証」の発行も「短期保険証」も廃止するとしている。同法案が成立した場合、自治体独自で「短期保険証」に代わる対応をなど含めて、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚い対応を継続すること。

【回答】

健康保険証の廃止につきましては、国の通知等により、適切に実施してまいりますとともに、引き続き、納付相談には丁寧に対応してまいります。

【国民健康保険課】

④地域で歯科口腔保健を推進するためには、行政機関とともに活動する歯科医師・歯科衛生士を増やし、体制を拡充する必要がある。保健所・保健センターに歯科医師・歯科衛生士を配置すること。

【回答】

本市では、歯科口腔保健の推進を図るため、高槻市歯科医師会と連携・協力し、歯科健診、歯科教室及び歯科相談などの事業を実施しています。今後も、高槻市歯科医師会と連携し、歯科口腔保健事業の推進に取り組んでいきます。

【人事企画室】

4. 国民健康保険

① コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっており、それに引きずられて大阪府内市町村国保料が全国的にも高額となっている。こうしたことから 2024 年度の完全統一を延期すること。さらに少子化対策の障害となっているこどもの均等割をゼロとすること。

【回答】

国民健康保険料につきましては、大阪府国民健康保険運営方針を踏まえ、令和 6 年度に向けて、大阪府内統一保険料に段階的に移行することとしています。

【国民健康保険課】

② 国民健康保険傷病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申

請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金につきましては、国の財政支援基準を踏まえ、実施したものです。

なお、各制度につきましては、市広報誌及びホームページのほか、保険料通知や保険証更新通知に制度の案内文書を同封し、周知に努めております。また、各申請書等はホームページからダウンロード可能とし、郵送での申請ができるようにしております。

【国民健康保険課】

③ マイナンバーを国民健康保険証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起きるのか、具体的に教示いただきたい。

【回答】

令和3年10月からマイナンバーカードの健康保険証利用ができるようになりましたが、法令等に基づき、適切に事務処理を行っているところです。

【国民健康保険課】

④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

【回答】

たかつき生活ガイド(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語)を作成し、市役所での手続き等を案内しております。

【国民健康保険課】

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

【回答】

特定健診の受診率につきましては、コロナの影響により、令和2年度から全国平均を下回っておりますが、令和3年度には回復傾向にあります。引き続き、受診勧奨や啓発等と併せて、令和4年度からは集団健診の受診環境の整備を行うなど、受診率の向上に取り組んでまいります。がん検診の受診率につきましては、全てのがん検診において、全国平均を上回っております。

外国語対応につきましては、現在、個別に対応をしているものですが、案内等をわかりやすくするなど、必要性を考慮しながら対応してまいります。

【健康づくり推進課】

② 住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法(2011年施行)では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定検診の項目に「歯科検診」を追加すること。

【回答】

歯科口腔保健計画につきましては、健康たかつき21の中で「歯・口腔の健康」として計画を策定しております。

歯科健診につきましては、18歳以上の市民(妊産婦は18歳未満も可)を対象に、毎年無料で実施して

おります。なお、特定健診については「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施するものであり、市独自で項目を追加することはできません。

【健康づくり推進課】

6. 介護保険・高齢者施策

- ① 第9期の介護保険料改定にあたっては、高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し低所得者の公費軽減を後退させないよう求めるとともに、国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

【回答】

第9期の介護保険料については、介護保険サービスに要する費用等を推計するとともに、介護保険制度改正等の内容を踏まえ、必要な保険料の算定に取り組んでまいります。また、保険料段階及び保険料率については、被保険者の負担能力に応じた保険料設定となるよう、国が示す基準所得金額を反映したうえで適切に設定してまいります。

【長寿介護課】

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

【回答】

介護保険料の公費による軽減措置については、消費税の増収分を財源とした公費投入として、第1段階から第3段階までの方を対象に、保険料率の引下げを実施しております。

また、保険料の減免については、市独自の制度として、保険料第1段階から第3段階の方を対象に、収入や資産等の一定の要件の下、実施しております。

【長寿介護課】

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【回答】

低所得者に対する介護保険サービス利用時の負担軽減については、高額介護サービス費等の負担上限額を設定するなど、負担軽減を図っております。また、市独自の制度として、収入の著しい減少等により介護サービス費等を負担することが困難となった人の減免制度を実施しております。

食費・居住費の負担軽減については、在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から、負担能力に応じた負担となるよう、全国一律の措置として実施しております。

【長寿介護課】

- ④ 総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

ハ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答】

- イ 要支援認定者がサービス利用を希望する際は、地域包括支援センター等のケアマネジメントにより、サービスを利用いただいております。介護予防・生活支援サービスの利用についても同様と考えます。また、要介護(要支援)認定申請につきましては、制度周知と併せ、認定有効期間終了のおよそ60日前に、更新申請の案内通知を行っております。
- ロ 有資格の訪問介護員による「介護予防訪問サービス」について、本市では報酬の上限である「国が定める単価」と同額を設定しております。
- ハ 本市では、「自立支援型地域ケア会議」として、「個別ケース検討会議」を実施しています。ここでは、「自分の意思で主体的に生活できること」「高齢者自身がやりたいことを実現できること」を自立と考え、この状態に向けた支援策を検討し、ケアマネジメントの資質向上を図っております。

【長寿介護課】

- ⑥ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回答】

「目標」については、本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(以下、「計画」という。)において、地域包括ケアシステムの構築等を計画における目標としています。自立支援、介護予防及び重度化防止等については、目標としてではなく、施策展開のための概念として位置づけており、計画ではあくまで個々の事業に係る実績値目標を定めているものです。

【長寿介護課】

- ⑦ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。

【回答】

本市においては、地域包括支援センター等の関係機関と協力し、通いの場や介護予防事業等において熱中症予防の普及啓発に取り組んでいます。また、希望者に対して週数回の声かけ・訪問を行う高齢者地域支えあい事業、食事の提供と同時に安否確認を行う配食サービス事業などを実施しており、引き続き、地区福祉委員や民生委員児童委員、老人クラブなどが取り組まれている地域の助け合い活動等との連携を通じて、熱中症予防を含めた高齢者の見守りに努めてまいります。

【長寿介護課】

- ⑧ 電気料金高騰は高齢者の生活を直撃しているなかで、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

【回答】

高齢者向けの電気料金補助制度については、国や府、他市の動向等を注視してまいります。

【長寿介護課】

- ⑨ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】

施設整備については、介護保険事業計画策定時に、本計画策定の基礎資料として介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査等を実施し、介護サービス等に対する利用状況、利用意向などを把

握しております。それらを踏まえ、日常生活圏域ごとに適正なサービスが提供できるよう計画的な整備に努めているところです。

【長寿介護課】

- ⑩介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

【回答】

介護職員にかかる処遇改善については、令和4年度介護報酬改定により、処遇改善加算及び特定加算に加え、ベースアップ等支援加算についても実施されております。さらに、全国市長会を通じて、介護人材確保のため、処遇改善加算の対象を拡充するなど介護職員全体の賃金水準の底上げを行うよう要望しているところです。

【長寿介護課】

- ⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【回答】

本市においては、加齢性難聴に対する補聴器購入等への補助制度は実施しておりませんが、加齢性難聴は加齢に伴う現象で誰にでも起こりうるものであることから、全国市長会を通じて国に対して補助制度創設の要望を行っております。

【長寿介護課】

- ⑫介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

【回答】

介護保険被保険者証のマイナンバーカードとの一体化については、具体的な運用やセキュリティ対策を含め国において調査研究中の段階であり、引き続き、国の動向を注視してまいります。

【長寿介護課】

7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

- ①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【回答】

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用については、従来から、法の規定を踏まえた対応を行っております。引き続き、適切に対応してまいります。

【障がい福祉課】

- ②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答】

従来から、対象となる方には個別に案内を送付するなど、制度趣旨をご理解いただけるよう努めております。引き続き、丁寧な説明を行うとともに、厚生労働省発出の各種通知等を踏まえた対応を行ってまいりま

す。

【障がい福祉課】

③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領：令和5年4月）」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづき運用を行うこと。

【回答】※③、④を合わせて回答

従来から、対象となる方の個々の状況に応じて、厚生労働省発出の各種通知等を踏まえた対応を行っております。引き続き、障がい福祉サービスの支給決定を行う場合は、個々の状況を勘案し、適切に対応してまいります。

【障がい福祉課】

⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

【回答】

65歳を迎え、介護保険の対象となる方に対し、原則介護保険が優先であること、障がい福祉サービスを継続して利用可能な場合があること等について記載し、個別に案内を送付しております。

また、本市で発行している「障がい者（児）福祉のあらまし」（HP掲載）においても同様の内容を記載しております。

【障がい福祉課】

⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

【回答】※⑥、⑦を合わせて回答

制度間の課題が解消されることや実績に応じた適切な財政措置を講じること等について、大阪府市長会を通じて、国に要望しております。

【障がい福祉課】

⑧障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

【回答】

共生型サービスの指定を受けた事業所を利用していただくことで、要介護認定後もそれまでと同一の事業所からのサービス提供を受けることが可能です。

【障がい福祉課】

⑨障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の

利用負担はなくすこと。

【回答】

市民税非課税世帯に属する方の障がい福祉サービスの利用者負担はありません。

【障がい福祉課】

【回答】

市民税非課税世帯に属する方の介護サービスの利用者負担割合は1割となります。また、市独自の制度として、収入の著しい減少等により介護サービス費等を負担することが困難となった人の減免制度を実施しております。

【長寿介護課】

⑩2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

【回答】

障がい者医療費助成制度について、大阪府及び府内市町村の共同事業として、基本的には大阪府の福祉医療費助成制度全体の枠組みの中で取り組んでまいります。

【障がい福祉課】

8. 生活保護

① コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。2022年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数を教示いただきたい。

【回答】

扶養照会については、国の実施要領等に基づき、必要な範囲で実施しております。また、窓口において、相談者が明確な申請意思を示された場合には申請を受理することとしており、申請権を侵害するような対応がないよう、また、申請権の侵害であると疑われるような対応がないよう徹底しております。

【生活福祉総務課】

② 札幌市や大阪でも寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

札幌市生活保護ポスター <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ [hogoshinseisodan.pdf \(city.nevagawa.osaka.jp\)](http://hogoshinseisodan.pdf(city.nevagawa.osaka.jp))

【回答】

本市ホームページに「生活保護の申請は国民の権利であること」を明記し、生活保護制度をわかりやすく説明した「生活保護のしおり」を掲載するとともに、当該しおりを窓口にも常時配架することにより、幅広く生活保護制度に関する周知を図っております。

【生活福祉総務課】

③ ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協への相談や2020-2022年度に実施された全国一斉コロナホットラインで多数報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】

生活保護の実施体制については、正規職員による増員を行っているところではありますが、引き続き福

社専門職を含めた正規職員の増員配置により、社会福祉法に規定される標準数を満たすよう努めてまいります。研修については、国や府が実施する外部研修及び所内での定期研修などによりケースワーカーの相談援助技術等の向上を図っております。また、申請権を侵害するような対応がないよう組織的に徹底しております。

【生活福祉総務課】

- ④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

【回答】

ケースワーカーの担当については、原則地区担当制としておりますが、訪問調査を実施する際には、人権を侵害するような対応がないよう徹底するとともに、各被保護者の状況に応じて適正な支援となるよう配慮しております。

【生活福祉総務課】

- ⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

【回答】

「生活保護のしおり」については、別紙のとおり最低限度の生活の保障及び自立の助長という生活保護法の目的を明記し、制度をわかりやすく説明したものにしており、窓口にて常時配架しています。また、相談に来られた方については、生活に困っておられる事情をお聞きして、個々の状況に応じて懇切丁寧に分かりやすく制度説明を行い、申請のご意思があれば速やかに申請書を記入していただいております。

【生活福祉総務課】

- ⑥ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

【回答】

急病時等については医療機関との連携を継続し、受診できるようにしております。なお、医療券に代わる医療証等の検討については、国において総合的に判断されるものと考えております。健診については、所管課と連携し、対象者に案内を送付する等、受診奨励に努めております。

【生活福祉総務課】

- ⑦ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】

警察官OBについては、暴力団員等に対する適正な生活保護の取り扱いの徹底や、行政対象暴力による不正受給の防止のため配置しておりますが、申請権の侵害とならないよう十分に配慮しております。なお、「適正化」ホットライン等については、実施しておりません。

【生活福祉総務課】

- ⑧ 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

【回答】

生活扶助基準については、国において、一般低所得世帯の消費実態と生活扶助基準を比較した結果、両者に乖離が生じていたことから全国的な見直しが行われております。冬季加算についても、一般所得世

帯の冬季に増加する光熱費の実態を反映させ、全国的な見直しが行われております。

また、住宅扶助についても、地域の家賃実態を反映した適正な水準となるよう全国的な見直しが行われております。

【生活福祉総務課】

⑨ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

【回答】

経過措置については、厚生労働省通知に基づき、適切な取扱いに努めております。

【生活福祉総務課】

⑩ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

【回答】

生活保護法及び医療扶助運営要領に基づき適切な医療扶助運営に努めております。例えばジェネリック医薬品の使用について、医師の医学的見地に基づきジェネリック医薬品への変更ができない場合については、引き続き先発医薬品を使用しても良い取り扱いになっており本市においてもその取り扱いを遵守しております。

【生活福祉総務課】

⑪ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

【回答】

大学や生業扶助の対象とならない専修学校で就学する場合に、その就学について特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合については世帯分離をして差し支えない取り扱いとなっております。本市においてもその趣旨を踏まえ、生活保護法及び保護の実施要領に基づき世帯の自立助長に繋がるよう適切な取り扱いを行っております。

【生活福祉総務課】

9. 防災関係

① 災害時の避難所である小学校の体育館の冷暖房、全てのトイレの様式化を速やかに実施すること。整備率を明らかにすること。

【回答】

令和5年度から令和7年度までの3か年で全ての学校体育館に空調設備を設置してまいります。また、校舎のトイレについて、洋式化を計画的に進めているところです。なお、令和4年度末時点におけるトイレの洋式化率は40.6%です。

【学校安全課】

② 高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

【回答】

本市では、高齢者、障がい者等のご本人の同意に基づき、支援に携わっていただける地域の団体に対して「避難行動要支援者名簿(災害時要援護者名簿)」の提供を進め、災害時に安否の確認や状況の把握を行うなど、地域における支援体制の構築を推進しているところであり、今後においても、引き続き、支援体制の充実に努めてまいります。

【福祉政策課】